

平成十三年二月十六日受領  
答 弁 第 八 号

内閣衆質一五一第八号

平成十三年二月十六日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員加藤公一君提出「公益法人の設立及び指導監督基準の運用指針」に関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

衆議院議員加藤公一君提出「公益法人の設立及び指導監督基準の運用指針」に関する質問に対

する答弁書

主務官庁が、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成八年九月二十日閣議決定。以下「本基準」という。）に適合しない公益法人に対し、本基準に適合させるよう指導した場合は、本基準決定から三年を経過した後にもいまだ当該公益法人が本基準に適合するに至らないときであっても、このことから直ちに御指摘の状態となるものではないと考える。